

課 題

学校の設置者

○学校給食費(食材費)

- ・キャンセルが間に合わなかった発注済み食材費の支払い
- ・設置者が負担する食材費のキャンセル代 等

○調理業務等委託費

- ・調理業務等委託費に対する違約金

給食関係事業者

- ・売上の減少
- ・自宅待機等にかかる人件費
- ・施設設備の維持費

対応策

学校給食費返還等事業(予備費により新設:文科省)

- ・臨時休業期間中の学校給食費について、保護者への返還を要請
- ・上記要請に伴い、設置者が負担する食材に係る経費(キャンセル代含む)を補助
- ・調理業務等委託費についても、様々な契約形態があることから、国・地方が一体となり、状況に応じて柔軟に対応

事業活動の縮小や雇用への対応

- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大(厚労省)
- ・強力な資金繰り対策(中小企業庁等)



安全・安心な給食の確保と食品ロス対策(予備費により新設)

- ・給食調理業者に対して研修費や消耗品購入、設備更新を支援(文科省)
- ・食品納入業者等に関し代替販路の確保に向け支援等(農水省)

1. 学校給食費返還等事業

保護者負担軽減の観点から、原則3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）の保護者への返還等について、政府から学校設置者に要請。

保護者への返還や食材のキャンセル費等により学校設置者の負担となる費用に対し、国が補助を行う。

【補助対象経費】

- 学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（学校設置者が当該食材を転売できた場合、売上金額分は除く）
- 事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（事業者が当該食材を転売できた場合、売上金額分は除く）
- その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）

【補助割合】

公立：3/4 国庫補助、1/4 地方負担（うち8割は特別交付税措置）

国立：10/10 補助

私立：3/4 国庫補助（公立給食費平均額の3/4が上限）

※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）が対象

※学校給食費を無償化している場合も対象

2. 衛生管理改善事業

学校給食再開に向け、学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）が職員研修や設備等購入を行う際に係る経費を地方公共団体が支援する事業に対し、国が補助を行う。

【補助対象経費】

<研修費>

- 令和2年4月からの学校給食再開に向けた、新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための研修参加料、テキスト代（従業員3人以下の企業の場合は、研修開催のための会場借料費や業務代替人件費についても対象）
[従業員3人以下の企業の場合の限度額：22万円]
[従業員4人以上の企業の場合の限度額：5千円]

<設備更新費>

- 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費 [限度額：45万円]

<消耗品費>

- エプロン、帽子（落髪防止用）、手袋、マスク、長靴（防滑性）、アルコール溶液、デジタル温度計（食品用防水センサー）、室内用温度計などの衛生関係消耗品の購入費 [限度額：30万円]

【補助割合】

2/3 国庫補助、1/3 地方負担（うち8割は特別交付税措置）

事業の流れ

